

川内商工会議所コロナ対策プレミアム付飲食券（得々うんまか券）利用店舗規約

第1条（総則）

本規約は、プレミアム付飲食券（以下「得々うんまか券」といいます。）の利用店舗（以下「利用店舗」といいます。）が、その店舗、施設等において、得々うんまか券による飲食サービスの提供等（以下「飲食サービス提供」といいます。）を行うこと等について必要な事項を定めるものです。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. 「利用店舗」
飲食店のうち、その経営者が本規約を承諾のうえ所定の申請書にて川内商工会議所（以下「会議所」といいます。）に申請し、会議所が承認したものをいいます。
2. 「得々うんまか券」
取得から令和4年2月28日(月)までの間に、利用店舗にて使用できるプレミアム付飲食券をいいます。
3. 「利用者」
得々うんまか券利用者規約を承諾の上、得々うんまか券を利用店舗で使用する者をいいます。
4. 「得々うんまか券取引」
利用者が利用店舗より飲食サービス提供を受けた場合に、その代金の全てまたは一部を得々うんまか券で取引することをいいます。
5. 「得々うんまか券取引精算」
利用店舗と会議所との間で、得々うんまか券取引に対する精算を行うことをいいます。

第3条（登録要件）

利用店舗の要件は、次の全てを満たしていることです。

1. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店であること
2. 営業の主たる目的が、飲食店（宿泊業の飲食部門を含む）であること
3. 登録しようとする店舗が薩摩川内市内にあること
4. 川内商工会議所の会員であること
5. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施については、入店時の検温及び手指消毒を行うなど、外食業の事業継続のためのガイドライン又は社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守すること

第4条（利用店舗）

1. 利用店舗として承認を受けようとする飲食店の経営者は、本規約を確認し同意したのち、あらかじめ所定の申請書により申請し、会議所の承認を得るものとします。
2. 会議所は申請を承認した場合、利用店舗証(以下「加盟店証」といいます)を付与します。なお、利用店舗の追加、脱退についても同様に会議所の承認を得るものとします。利用店舗は、加盟店証を利用者が良く見える場所に掲示するものとします。
3. 利用店舗は、会議所から得々うんまか券の取扱いに関する調査協力依頼があった場合には協力するものとします。
4. 利用店舗は、会議所が得々うんまか券の利用促進のために、利用店舗の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に利用店舗の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
5. 利用店舗は、加盟店証等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならず、また、これを第三者に使用させてはならないものとします。
6. 利用店舗は、令和4年3月1日(火)以降、直ちに利用店舗の負担において、加盟店証を取り外し、会議所が支給した備品を速やかに破棄するものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 利用店舗は、会議所に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その利用店舗登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により会議所へ届け出て、承認を得るものとします。
2. 前項の届出がないために、会議所からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに利用店舗に到着したものとみなすものとします。

第6条（地位の譲渡等）

1. 利用店舗は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 利用店舗は、利用店舗としての債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第7条（業務の委託）

1. 利用店舗は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にかかわらず、会議所が事前に承諾した場合には、利用店舗は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により会議所が業務委託を承諾した場合においても、利用店舗は本規約に定める全ての義務および責任を免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」といいます。）が委託業務に関連して会議所に損害を与えた場合、利用店舗は業務代行者と連帯して会議所の損害を賠償するものとします。
4. 利用店舗は、業務代行者を変更する場合には、事前に会議所の承諾を得るものとします。

第8条（利用店舗の義務、差別的取扱いの禁止等）

1. 利用店舗は、本規約および会議所が別途提供する利用店舗マニュアルに基づき飲食サービス提供を行うものとします。
2. 利用店舗は、有効な得々うんまか券を提示した利用者に対し、取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、取扱いの金額に本規約に定めること以外の制限を設ける等、利用者にとって不利となる差別的取扱いを行わないものとします。また、基本的には得々うんまか券は、現金と同様に利用店舗が行う飲食サービスに対して利用できるものとします。
3. 利用店舗は、利用者から得々うんまか券の取扱いまたは飲食サービス等に関し、苦情、相談を受けた場合、利用店舗と利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、利用店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
4. 利用店舗は、得々うんまか券取引を行う場合には、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
5. 利用店舗は、得々うんまか券取引における売上額日計および会議所からの振込金額を必ず確認するものとします。
6. 利用店舗は、1件の得々うんまか券取引として処理されるものを、金額の分割等により複数の得々うんまか券取引にすることを禁じます。
7. 利用店舗は、会議所の指示を遵守するものとします。

第9条（取引の取り消し及び返金の禁止）

利用店舗は、得々うんまか券取引の完了後、その取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

第10条（釣り銭）

得々うんまか券の額面に満たない利用のときであっても、釣り銭は支払わないものとします。

第11条（飲食サービス等の引き渡し）

1. 利用店舗は、飲食サービス提供を行う場合、得々うんまか券の利用者に対し、原則として直ちに飲食サービスを提供するものとします。
2. 他の飲食券等との併用も可能ですが、それぞれの利用方法、利用期限等をよくご確認ください。

第12条（得々うんまか券の不正使用等）

1. 利用店舗は、提示された得々うんまか券の真贋に疑義があった場合には、提示者または利用者に対し飲食サービス提供を行わないものとし、その事実を直ちに会議所に連絡するものとします。
2. 万が一、利用店舗が前項に違反して飲食サービス提供を行った場合、利用店舗は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

3. 偽造、変造、模造された得々うんまか券に起因する売上等が発生し、会議所が使用状況等の調査の協力を求めた場合には、利用店舗はこれに協力するものとします。また、利用店舗は、会議所から指示があった場合もしくは利用店舗が必要と判断した場合には、利用店舗の所在地を所轄する警察署等に当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第13条（売上債権の譲渡）

本規約に基づき利用店舗が有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、会議所は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、会議所は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第14条（換金手数料及び精算）

1. 得々うんまか券取引精算における利用店舗の換金手数料は無料とします。
2. 得々うんまか券取引精算は、会議所が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に会議所に到着した換金用伝票に記載の金額を利用店舗からの請求とみなし、会議所より、利用店舗指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

第15条（利用取消し）

1. 利用店舗が次の事項に該当する場合、会議所は利用店舗に対し催告することなく直ちに第4条第1項の規定による承認の全部または一部を解除できるものとし、かつその場合に生じた損害は利用店舗が賠償するものとします。
 - (1) 利用店舗または利用店舗の従業員および利用店舗の業務を行う者が本規約に違反したときおよびマニュアルを遵守しなかったとき
 - (2) 利用店舗登録申請の内容に虚偽があったとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (4) 利用店舗の営業または業態が公序良俗に違反すると会議所が判断したとき
 - (5) 利用店舗が会議所の信用を失墜させる行為を行ったと会議所が判断したとき
 - (6) 利用店舗として不相当と会議所が判断したとき
2. 利用店舗は、前項の規定により利用店舗登録の取消しを受けた場合には、直ちに利用店舗の負担において、加盟店証を取り外し、会議所が支給した備品を速やかに破棄するものとします。
3. 利用店舗が第一項各号のいずれかに該当する場合、会議所は承認を解除するか否かにかかわらず、得々うんまか券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、会議所は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第16条（買戻特約等）

1. 利用店舗が本規約に違反して得々うんまか券取引を行った疑いがあると認めた場合は、会議所は調査が完了するまで得々うんまか券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日又は第18条第1項の規定による承認の有効期限を経過してもその疑いが解消しない場合には、得々うんまか券取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。
2. 利用店舗は前項の調査に協力するものとします。
3. 調査が完了し、会議所が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、会議所は利用店舗に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、会議所は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第17条（反社会勢力との取引拒絶）

1. 利用店舗は、利用店舗及び利用店舗の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、次の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは、関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
2. 会議所は利用店舗が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく得々うんまか券取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、利用店舗は、得々うんまか券取引を行うことができないものとします。

3. 利用店舗が第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると会議所が認めた場合には、会議所は第16条第1項の規定に基づき承認を解除するか否かにかかわらず、得々うんまか券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、会議所は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 利用店舗が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると会議所が認めた場合、会議所は、直ちに第4条第1項の規定による承認を解除できるものとし、かつその場合、会議所に生じた損害を利用店舗が賠償するものとします。また、この場合、会議所は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、得々うんまか券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。

第18条（有効期間）

第4条第1項の規定による承認の有効期間は令和4年3月31日（木）までとします。

第19条（規約の変更）

会議所は利用店舗の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本規約の利用条件は変更後の規約によるものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

利用店舗は、得々うんまか券に関して会議所との間に紛争が生じた場合、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第21条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第22条（業務委託）

会議所は、得々うんまか券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第23条（お問い合わせ窓口）

得々うんまか券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください

川内商工会議所

（電話番号）0996-22-2267

（受付時間）平日9：00～17：00 ※土・日・祝日・年末年始（12/29～1/4）は除く

附 則

この規約は、令和3年10月1日から適用します。

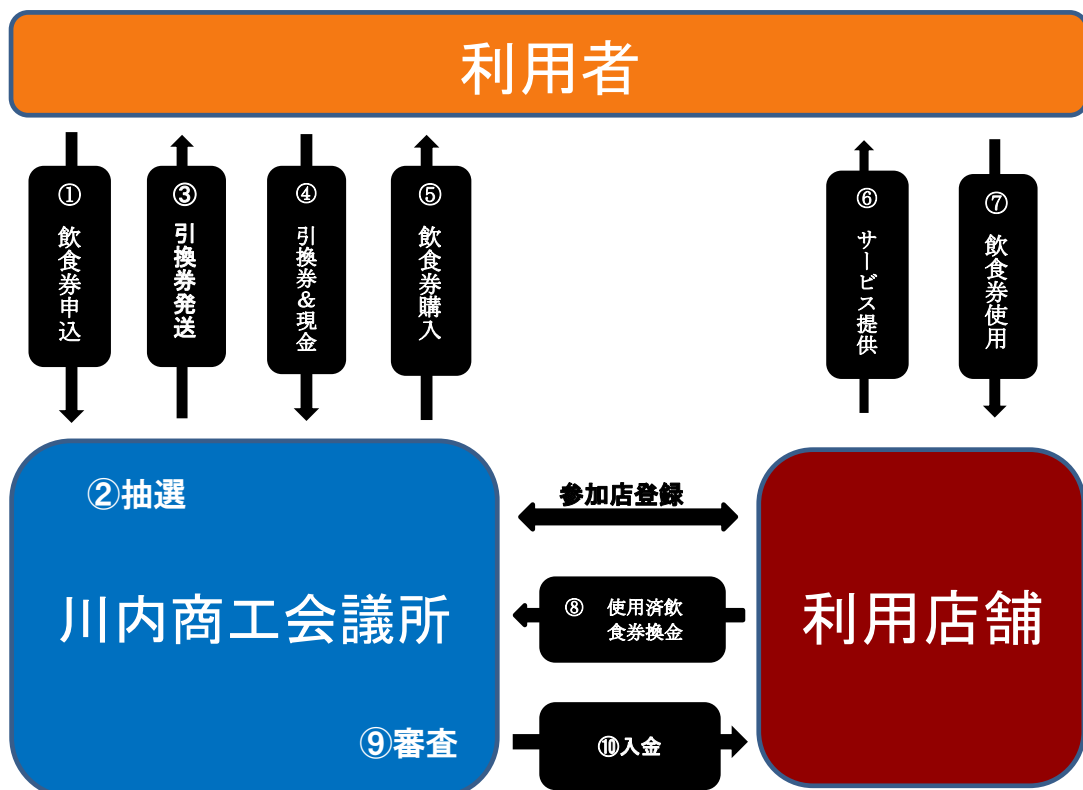
この規約の変更は、令和4年1月25日から適用します。（使用期限の延長）

利用店舗登録に当たっての注意事項および誓約事項

1. 事業概要

(1) 得々うんまか券

飲食券名称	得々うんまか券
発行額	7,050万円
発行冊数	4,700冊（額面15,000円を4,700冊発行）
綴り構成	1冊15,000円 （1,000円×10枚・500円×10枚綴り）を10,000円で販売
販売価額と購入上限	1冊 10,000円 ※5,000円（50%）のプレミアム付き ※購入上限 1人につき2冊
購入申込期間	令和3年10月29日（金）～ 令和3年11月12日（金）
引換・販売場所	川内商工会議所
引換・販売期間	令和3年12月1日（水）～ 令和3年12月10日（金）
利用期間	令和3年12月1日（水）～ 令和4年2月28日（月）
使用済み飲食券の 換金受付期間	令和3年12月3日（金）～ 令和4年3月11日（金）



2. 利用店舗の参加条件

次の要件を全て満たすこと

- (1)食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であること
- (2)営業の主たる目的が、飲食店（宿泊施設の飲食部門を含む）であること
- (3)登録しようとする店舗が薩摩川内市内にあること
- (4)川内商工会議所の会員であること
- (5)新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施については、入店時の検温及び手指消毒を行うなど、外食業の事業継続のためのガイドライン又は社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守すること

【参考】

対象とする業態

食堂，レストラン，専門料理店（日本料理店，料亭，中華料理店，ラーメン店，焼肉店，その他の専門料理店），そば・うどん店，すし店，酒場，ビヤホール，バー，キャバレー，ナイトクラブ，喫茶店，その他の飲食店（ハンバーガー店，お好み焼き・焼きそば・たこ焼店，他に分類されない飲食店），持ち帰り飲食サービス業，配達飲食サービス業

対象としない業態等

- ・スペース利用や演奏等が主たるサービスとなる業態（カラオケボックス，ネットカフェ，漫画喫茶，ライブハウスなど）の営業を行う者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者，設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業を行う者
- ・代表者が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団，暴力団員，暴力団員等及び暴力団関係者であることなど

【補足】

- ・ガールズバー、ダーツバー、ゴルフバー、プール（ビリヤード）バー
→飲食を提供している「バー」であり、飲食店営業許可を受けていれば「対象」とする。
- ・カラオケボックス
→日本標準産業分類では、80 娯楽業>8095 カラオケボックスに分類されており、スペース利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ネットカフェ、漫画喫茶
→インターネット、漫画の利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ライブハウス
→娯楽（演奏等）を提供することが主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・対象とする業態の「その他の専門料理店」とは、主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所であり、西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店などである。

- ・対象とする業態の「他に分類されない飲食店」とは、主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所であり、大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）などである。
- ・対象とする業態の「持ち帰り飲食サービス業」とは、飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所であり、持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）などである。従って、飲食料品を作り置き、客の求めに応じて販売する事業所（総菜屋など）は、ここには含まない。なお、車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所もここに含める。
- ・対象とする業態の「配達飲食サービス業」とは、その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける事業所及び、客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所であり、宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店などである。なお、学校や病院、施設など特定された多人数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所（給食センター、病院給食業、施設給食業、配食サービス業など）は除く。

3. 注意事項

(1) 飲食券の取扱い

1. 飲食券は飲食サービスの提供において使用可能です。
2. 他の飲食券等との併用も可能ですが、それぞれの利用方法、利用期限等をよくご確認ください。
3. 飲食券と現金の交換は禁止しています。
4. 飲食券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
5. 不足分は現金等で受け取ってください。
6. 後日飲食券を持参されても、返金はできません。（当日限り有効です）
7. 飲食券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようにご注意ください。
8. 使用期間を過ぎた飲食券は受け取らないでください。
9. 飲食券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（会議所）は責任を負いません。
※飲食券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
10. 飲食券の交換又は売買はできません。

(2) 換金手続き

回収した使用済み得々うんまか券と換金伝票を会議所に持参してください。確認後、指定口座に振込みます。換金サイクルは週1回です。(換金スケジュールは下記をご覧ください)

受付場所：川内商工会議所

受付時間：10時～12時、13時～16時

<換金スケジュール>

回	受付日 (会議所持込日)	振込日
1	12/3 (金)	12/10 (金)
2	12/6 (月)・12/8 (水)・12/10 (金)	12/17 (金)
3	12/13 (月)・12/15 (水)・12/17 (金)	12/24 (金)
4	12/20 (月)・12/22 (水)・12/24 (金)	1/7 (金)
5	12/27 (月)・1/5 (水)・1/7 (金)	1/14 (金)
6	1/12 (水)・1/14 (金)	1/21 (金)
7	1/17 (月)・1/19 (水)・1/21 (金)	1/28 (金)
8	1/24 (月)・1/26 (水)・1/28 (金)	2/4 (金)
9	1/31 (月)・2/2 (水)・2/4 (金)	2/10 (木)
10	2/7 (月)・2/9 (水)・2/10 (木)	2/18 (金)
11	2/18 (金)	2/25 (金)
12	2/25 (金)	3/4 (金)
13	3/4 (金)	3/11 (金)
14	3/11 (金)	3/18 (金) ※最終振込日

※参加店の皆様の資金繰り等利便性を高めるために、基本週1回のお振込みを行う予定です。

- ・利用店舗は、換金伝票と飲食券を会議所へ持参してください。
- ・換金請求期間は、令和3年12月3日(金)～令和4年3月11日(金)とします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず、上記期間中に換金手続きをしてください。
- ・飲食券の換金は確認結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から20日以内又は加盟店認証の有効期限(令和4年3月31日)までに限って受付いたします。上記期日を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

4. 誓約事項

1. 飲食サービスの提供なく飲食券の換金を行いません。
2. 飲食券を使用できない商品に対して、飲食券での支払いを受け付けません。
3. 飲食券の再販、再流通をいたしません。
4. 飲食券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
5. 飲食券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 飲食券の使用期間中（令和3年12月1日～令和4年2月28日）は利用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
7. 飲食券の取扱い、利用店舗の責務のほか利用店舗登録についての利用店舗規約および誓約事項に記載されている内容に同意し、遵守します。
8. 飲食券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、利用店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 飲食券の取扱いに対して会議所からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
10. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用 HP・チラシ等に掲載）について同意します。
11. 登録する店舗は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び公序良俗に反する店舗等ではありません。
12. 利用店舗参加条件の第5項の感染防止対策を遵守いたします。